

社会福祉法人 ^{豊陽} 済生会支部埼玉県済生会栗橋病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル 0-9：視能矯正科		
文書番号	感対-共手-0 部門別マニュアル 9-001-190108	ページ	2 / 2

視能矯正科

○院内感染防止対策マニュアルの遵守

基本的に手指衛生、手袋、マスクの着用はマニュアルに従って行う

○眼科検査時の予防対策

1. 手指衛生、手指消毒

- ・眼瞼挙上の前後
- ・点眼前後
- ・車椅子の患者の移動後
- ・眼脂、涙液に触れた後

2. 手袋の着用

患者に触れる場合は、検査前後で手指衛生を行うが、以下の場合には手袋を着用する

- ・結膜に触れる可能性が高い場合
- ・感染症および疑いのある患者の場合

※偶然結膜に触れてしまった場合は手指衛生を行い、患者にはマスクと綿で清拭する

3. 点眼時の拭き綿の取り扱い

- ・通常は両眼に使用してよいが、眼脂等で汚染された場合は片眼ずつ交換する

○環境に関する予防対策

1. 始業時に環境除菌用ウェットクロスで清掃する
2. 検査機器の皮膚接触部位（額当て、顎台）を一症例毎にアルコール綿で清拭消毒する
3. 検査用具は適宜アルコール綿で清拭消毒する
4. 終業時に検査用具、検査機器をアルコール綿で清拭消毒する

○ウイルス性結膜炎が疑われる場合

1. 患者が接触したと思われる場所（ドアノブ、待合室の椅子等）に消毒用エタノールで清拭消毒する
2. 使用した器具を消毒用エタノールで清拭消毒する
3. 念入りに手洗いを行う